

## 消化器内視鏡技師資格更新に関する規則

(平成25年5月11日制定)

(平成27年5月1日一部改訂)

(平成30年3月1日一部改訂)

消化器内視鏡技師資格を継続するものは日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則(平成28年6月22日改訂)第14条③に従い、5年ごとに更新手続きをしなければならない。

本規則はその更新申請における必要条件並びに手続きに関するものである。

### 目的

内視鏡技師の資質の向上及び自己啓発を目指すため、日本消化器内視鏡技師学会・技師研究会(以下、本会主催学会・研究会)への出席は必須であるが、内視鏡技師業務は、患者看護、安全管理、感染対策、検査・治療の介助技術、機器管理、情報・画像処理など多岐にわたり、本会が指定したこれら専門的分野の学会・研究会等(以下、指定関連学会等)への参加を推奨し、その幅広い知識を得ることを目的とする。

### 申請に必要なポイント

資格更新申請に必須となる本会主催学会・研究会への出席をポイント制とし、取得合計ポイントにて更新申請可能とする。また指定関連学会に参加した場合にもポイントを付与し、資格更新のためのポイント加算を認めるものとする。

- (1) 本会主催学会・研究会の出席ポイント(以下、出席ポイント)を1回で10点と換算する。
- (2) 資格更新に必要な出席ポイントを30点とする。
- (3) 本来業務の基幹となる本会主催の学会・研究会への出席2回(20点)は必須とし(複数回出席も有効)、残りの10点を指定関連学会への出席で充てることを可能とする。  
但し、指定関連学会の出席の場合、複数回は無効とする。
- (4) 支部技師会開催の学会・研究会においても同様の1回を10点とする。(複数回出席も有効)
- (5) 更新は5年間で1度の原則から、本制度の発効から5年間は経過措置として以下の更新申請を認めるものとするが、経過処置は終了しました(認定証期限が平成30年3月までのもの)
- (6) 機器取扱い講習会または機器セミナー(以下講習ポイント)は必須として10点とする。

### 指定関連学会の更新ポイントの設定

- (1) 出席ポイントを付与する関連学会等の指定は「更新ポイント検討委員会」により設定する。
- (2) 付与する点数は内視鏡技師業務への有益性を鑑み、4点または2点とするが、指定関連学会等は各1回の出席点数のみで重複は認めない。

### 更新ポイント検討委員会

- (1) 更新ポイント検討委員会(以下委員会)は委員長1名と広報委員会を主として構成し、必要に応じて委員を増員できる。
- (2) 本制度の目的に沿った関連学会・研究会及びセミナー等については、委員長に申請書を提出する。
- (3) 申請書の洋式、添付書類の内容、採否の判断及び付与ポイント等の基準は、委員会の内規で定める。
- (4) 申請書の受付は随時行い、次年度の締め切りは12月末とする。
- (5) 委員長は委員の意見を収集し、採否・付与ポイントを決定して理事会に上申する。
- (6) 理事会で承認された更新ポイント付与の対象となる学会・研究会、セミナー等は、毎年3月に公表し、会誌及びホームページで公布する。

## 更新申請方法

- (1) 出席・講習ポイントの申請には別紙の「学会、研究会等の出席ポイント（点数）チェックシート」（以下、出席ポイントチェックシート）を用いて、は該当する指定関連学会等の欄に☑チェックを入れ、参加日と点数（4点または2点）を記入する。
- (2) 消化器内視鏡技師資格更新申請書と出席ポイントチェックシートは技師会報巻末に綴じ込むこととする。また、WEBからのダウンロードも可能とする
- (3) 更新に必要な書類は以下のとおりとする
  - (ア) 消化器内視鏡技師資格更新申請書
    - \* 技師学会・技師研究会(地方会・全国どちらでも可) 3回分、または2回分と指定関連学会の合計点数 10 点以上。及び支部長承認の機器取扱い講習会または機器セミナー（基礎編・実践編どちらでも可）1回分を記載する。
  - (イ) 出席ポイントチェックシート
    - \* 技師学会・技師研究会(地方会・全国どちらでも可) 3回分（30点該当）、または技師学会・技師研究会2回分（20点該当）と指定関連学会等の出席合計点数(10点以上)および機器取扱い講習会、または機器セミナー（基礎編・実践編どちらでも可）1回分（10点該当）を記入する。

注:経過措置は平成30年3月有効者までで終了しました。

  - (ウ) 出席証明書と受講証および指定関連学会等の出席証の原本を添付
    - \* 消化器内視鏡技師資格更新申請書の裏面に、技師学会・技師研究会の出席証明書(3回分)または指定関連学会の出席証（10点以上）と機器取扱い講習会または機器セミナー受講証および指定関連学会等の出席証（原本）を貼る。
    - \* ただし、平成26年以前の学会、研究会、指定関連学会等及び機器取扱い講習会に参加した出席証、受講証についてはコピーを認める。

## 更新に関わる事務処理及び更新料

- (1) 事務処理担当について
 

消化器内視鏡認定技師は、日本消化器内視鏡学会（内視鏡学会）主管の認定制度であるが、会員管理全般を日本消化器内視鏡技師会（技師会）が主管することになり、更新に関しての手続きは技師会を窓口として行う。
- (2) 更新に関わる経費について
 

事務処理に関わる経費及び認定証発行、郵送経費など受益者負担とし、更新料は3,000円とする。

更新料は、平成26年度更新者より適用とする。

## 実施時期

日本消化器内視鏡学会技師制度審議会の審議結果により、承認後日本消化器内視鏡技師会のもっとも早い会報発行時期（9月、3月）に公布された5年後の平成31年3月更新者より適用される。それまでの経過措置は終了しました（2018年3月）

〈参考〉

出席ポイント	経過措置は終了しました		認定証：有効期限平成31年3月の方～	
	技師学会 10点	技師学会 20点 (10点×2回)	技師学会 20点 (10点×2回)	技師学会 30点 (10点×3回)
	他学会 10点以上		他学会 10点以上	
講習ポイント	10点	10点	10点	10点
合計ポイント	30点	30点	40点	40点

出席ポイントの技師学会は技師学会・技師研究会を指す  
講習ポイントは機器取扱い講習会の基礎編・実践編を指す

（註）消化器内視鏡技師資格更新に関する規則は、文言の一部修正を行った。（2015.5.1）

出席ポイントチェックシート（別紙を参照して下さい）